

子どもアドボカシー実践講座  
2025.3.23

# 里親制度と子どもアドボカシー

---

大妻女子大学 人間関係学部  
山本真知子

# 今日の目的と流れ

---

## ◆目的

里親制度について理解した上で、里親家庭やファミリーホームの家庭でのアドボカシーについて考えます。

（里親制度やファミリーホームについて初めて知る方は、参考文献等を参照されてください）

## ◆流れ

- ・養子縁組と里親制度の違い
- ・里親とファミリーホームの違い
- ・里親家庭でどのように子どもが生活しているのか
- ・今後の子どもアドボカシーと里親制度について

# 自己紹介と本を出版するまでの経緯

- 里親制度は子どものための制度なのに、里親家庭の子どもは一人で悩んでいることへの疑問。
- 子どもたちが悩んだときに寄り添える何かをつくりたい



里親家庭で  
生活する  
あなたへ

里子と実子のための  
Q&A

山本真知子

岩崎学術出版社

# 養子縁組と里親の違い

---

- ◆養子縁組も里親も、親と子どもとの血のつながりはなく、「要保護児童」を家庭に引き取ることは同じ。(一部親族間の養子縁組はあります)
- ◆違いは大きく2つ
- 戸籍上での親子関係の有無  
養子縁組は戸籍上も親子。里親は戸籍上は親子ではない。
- 養育の期限の有無  
里親は原則18歳までの期限があり。養子縁組は期限はない。

# 養子縁組の種類

名称	主な目的	詳細
普通養子	基本的に成人のための養子縁組にかかる制度	年齢がいくつになっても養子縁組したい人同士が契約をすることによって成り立っている。成人同士でも養子縁組ができ、実親、養親ともに関係は継続する。戸籍には養子・養女と明記される。 例:墓や家を継ぐ、文化芸能を継ぐ、遺産の関係等で子どもとする制度 ※この制度はあまり海外ではない。
特別養子	「子どもの福祉」を主な目的とした制度	家庭に恵まれない子に温かい家庭を与え、健全な育成を図ることを目的としている。特別養子縁組をするには子どもが <b>15歳未満</b> となっていて、様々な決まりがあり、家庭裁判所によって審判される。実親との関係は継続しない。戸籍には長男、長女と明記される。

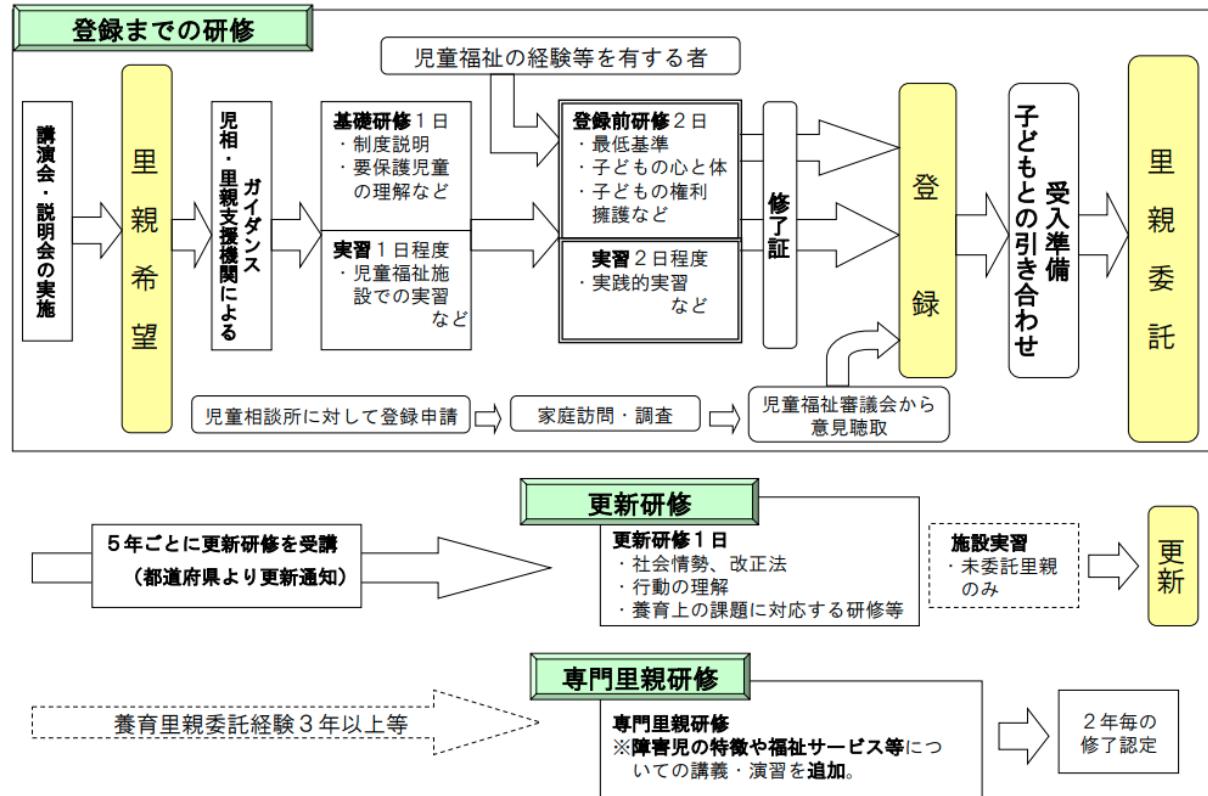
# 里親とは？

◆里親とは…「保護者のいない児童、あるいは、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（＝「要保護児童」）を養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者」 **4種類の里親**

登録種別	概要	
養育里親	養子縁組を目的とせずに、家庭で暮らすことのできない子どもを一定期間（1ヶ月以上）養育する家庭	
一部専門里親	一部専門里親	被虐待児、非行等の問題を有する子ども及び障害児など、一定の専門的ケアを必要とする子どもを、養子縁組を目的とせずに一定期間（原則として2年間）養育する家庭。（※養育里親としての経験があり、研修を受け認定・登録されると専門里親になることができる）
親族里親	当該親族里親に扶養義務のある児童や児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となつたことにより、これらの者により、養育が期待できない場合に養育する家庭	
養子縁組里親	養子縁組を前提として、家庭で暮らすことのできない子どもを養育する家庭（ある期間養育を行った後に養子縁組を行い、里親ではなくなる）※特別養子縁組希望者は夫婦とする	

# 里親になるには(登録の流れ、基本的な要件)

## 養育里親の里親研修と登録の流れ



厚生労働省「里親制度(資料集)」令和4年10月  
※自治体によって詳細な流れは異なる

## ●基本的な要件

- ①要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ②経済的に困窮していないこと(親族里親は除く。)。
- ③里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。(禁錮以上の刑、児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑、児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関する不適当な行為をした者)

## ●研修内容

基礎研修や登録前研修で「子どもの権利」や「意見表明」については説明が一部される。また、更新研修などでは新しい制度についての説明が含まれるが、自治体によって導入している制度がさまざまため、その配分等は異なっている。

4  
※詳細な研修内容や流れについては以下参照  
日本財団「里親になりたいあなたへ」

# さまざまな家庭養護の形

- ◆ **ファミリーホーム** (全国で約440カ所、約1700人の子どもたちが生活している)  
里親は子どもを4人まで受け入れられる一方、ファミリーホームは事業(職業)として子どもを5~6人、養育者の自宅に引き取って育てることができる制度。
- ◆ **一時保護やレスパイト(休息)のための里親**  
一時保護所がいっぱいであるため、一時保護を中心として短期的な受け入れをする里親の必要性も高まっている。  
また、里親が冠婚葬祭やいろいろな事情で一時的(数日間)子どもを預けたい際に、レスパイトという制度で休息がとれる。そのためレスパイト専門とする里親の必要性もある。
- **週末里親(フレンドホームや三日里親とも呼ばれる)**  
児童養護施設等に入所している子どもを夏・冬・春休みの長期休みや週末などに一時的に預かる制度。※この制度は自治体によって内容が異なっています。
- **その他、里親が一般家庭のお子さんのショートステイを担うことも始まっています。**

# なぜ今家庭養護(里親)が推進されているのか

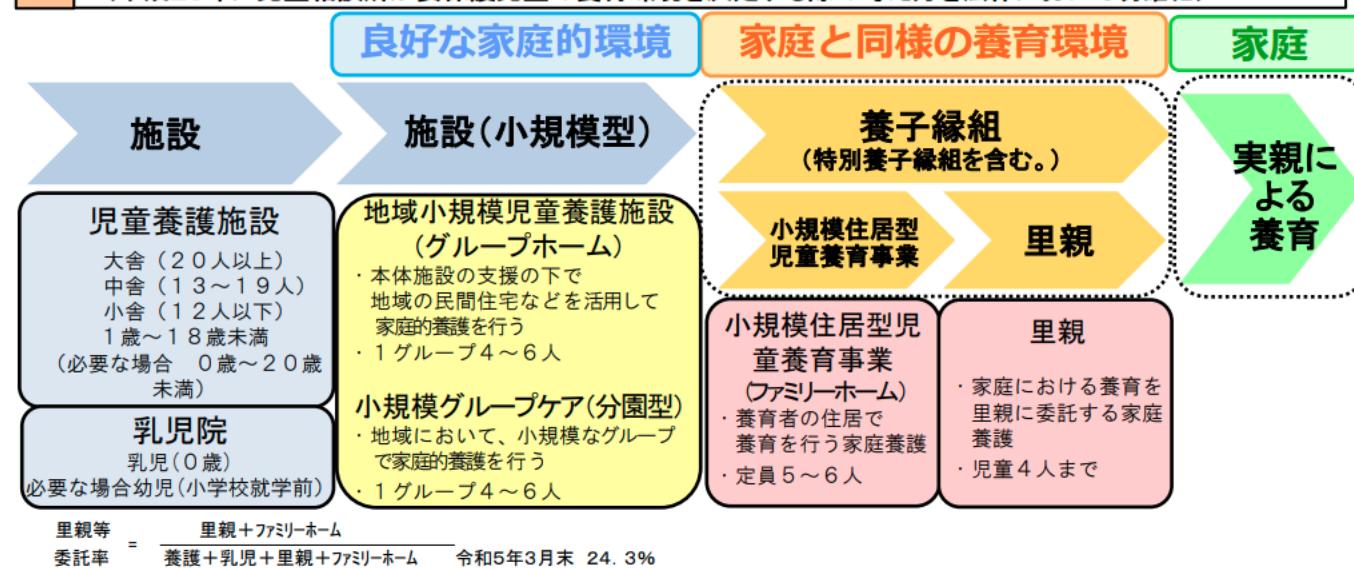
## ◆2016(H28)年児童福祉法改正

国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

### 家庭と同様の環境における養育の推進

#### 課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約8割が施設に入所しているのが現状。  
(平成28年に児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化)



### 平成28年改正児童福祉法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
  - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
  - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
  - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて(令和7年3月)」より

# 里親家庭やファミリーホームにおける子どもが育つ利点

---

- ◆好きなものが食べられる。(作って食べるもOK)
- ◆友達の家に遊びに行ったり、遊びにきたり、自由にしやすい。
- ◆ルールを里親と一緒に決めることが多い。(施設のように年齢別のルールなどに縛られにくい)
- ◆大人の失敗や病気の時など、人生で起きる様々な出来事に対する対応の方法を知ることができる。
- ◆ずっと同じ人が対応できる。実家代わりにすることもできる。

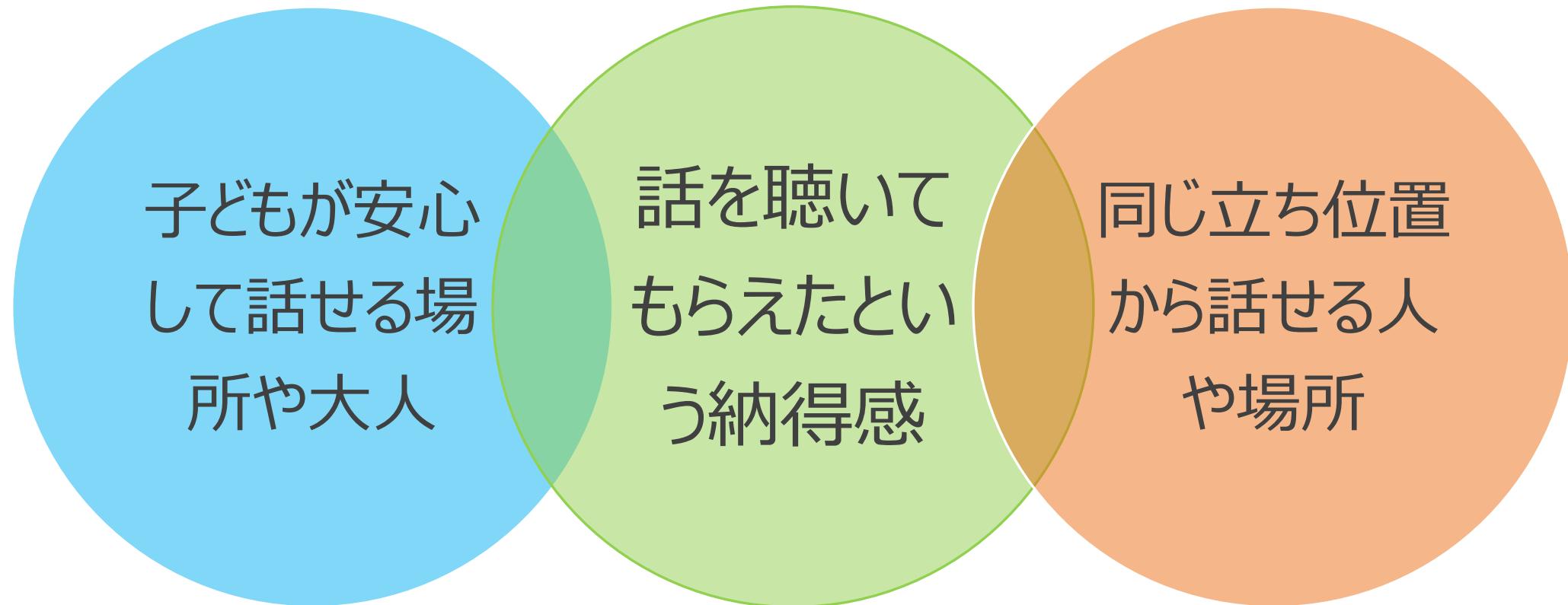
# 里親家庭で生活する 子どもたちの声

- ◆自分はいつまでここにいられる？
- ◆私は里親さんとうまく関係を築けている？
- ◆私がしっかりしていないとお母さんもお父さんも大変になってしまう？
- ◆私が家族って思ったら、相手には負担なのかな？
- ◆あがが欲しいって言ったら、里親さんのお金から出すから言わないほうがいいかな？
- ◆大人がたくさん訪問しにくるけど、誰がなんのためなのかよくわからない。
- ◆「困ったら相談して」と言われるけど、そんな簡単にできない。
- ◆児童相談所の人と話したところで、里親さんにも知られることがわかつてし、話せない。
- ◆里親さんの家にはいたいから、言いたいことはあるけど、言わないようにしてる。いれなくなるの困るから。



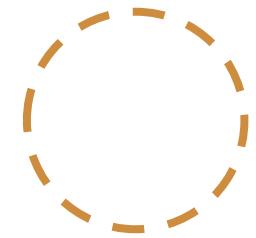
# 里親家庭で 子どもの声に耳を傾けることは

---





# 子どもの声に耳を傾けることとは



子どもが安心  
して話せる場  
所や大人

(Who?) 里親、児童相談所の担当職員、過ごしていた施設の職員、里親支援に携わる職員、教員、里親家庭の家族、お友達のお母さん、習い事の先生

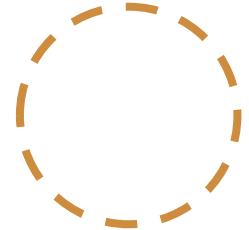
(Where?) 里親家庭、児童相談所、学校、施設

(about) 実親のこと、将来のこと、過去のこと



# 子どもの声に耳を傾けることは

---



同じ立ち位置  
から話せる人  
や場所

(Who?)同級生、先輩や後輩、同じ里親家庭の子どもの当事者、当事者だった人、同じ家庭で生活する子ども

(Where)学校、地域、里親会、当事者の活動

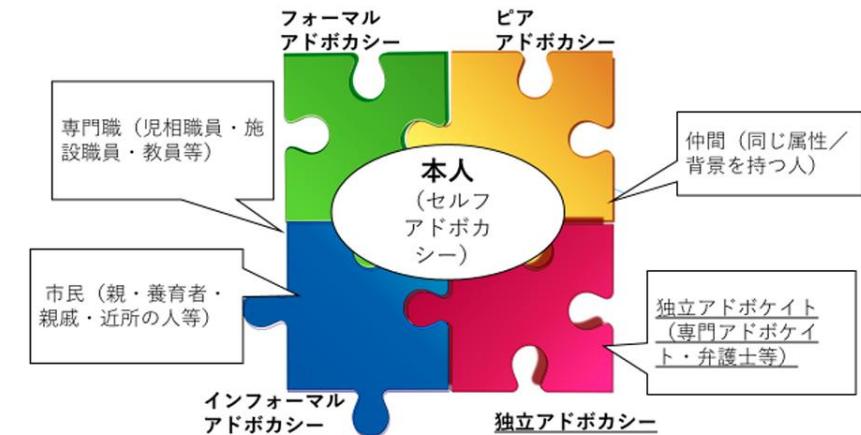
(about)親のこと、家庭のこと、将来の期待や不安、ちょっとした相談

# 里親家庭におけるアドボカシージグソーコの担い手

アドボカシージグソー	考えられる担い手
フォーマル	児童相談所職員(児童福祉司, 児童心理司)、里親支援専門相談員、里親支援センターやフォースタリング機関等の里親支援に関わる職員、教員、保育所の保育士、里親
インフォーマル	実親、地域の人、友人の親、習い事の関係者など
ピア	他の里親家庭の子ども、社会的養護経験者
独立	意見表明支援員等のアドボケイトを専門とする職員、弁護士

山本真知子(2024)「里親家庭における子どもアドボカシーはどうになっていますか?」栄留里美編著『子どもアドボカシーQ&A』p100

## 子どもアドボカシーの担い手 アドボカシージグソー



2019/12/21 WAG(2009) *A Guide to the Model for Delivering Advocacy Services for Children and Young People*, WAG.を改変

出所: 堀正嗣【子どもアドボカシー(5)】さまざまなアドボカシーの担い手. 教育新聞 2020.5.27

# 里親制度における子どもアドボカシーの課題

- 地域により差があるものの、里親家庭には複数の支援者が面会や訪問し、フォーマルアドボカシーの役割を担う人が多く、子どもにとっては一貫した関係性が築きにくく誰がどのような役割を担っているのか十分に理解できていない場合もある(山本 2023)。

フォーマルアドボカシーの例:児童相談所職員(児童福祉司:親担当・子ども担当、児童心理司)、里親支援専門相談員、フォースタリング(里親支援)機関職員(自立支援コーディネーター、相談員等)、教員、保育所の保育士+2024年から「里親支援センター」が児童福祉法で児童福祉施設として創設されたことを受け、「里親支援センター」の職員も加わっている。

- 地域の中で生活しているので、市民との関わりがあるが、里親制度を理解してくれる人は少ない。
- ピアアドボカシーの機会は施設や一時保護所と比べると非常に少ない。(機会をつくらないと会えない)
- すでに里親家庭への独立型のアドボケイトを導入している自治体の意見には限られた専門アドボケイトが地域に点在する里親家庭を訪問することは非常にエネルギーも必要という意見があった(三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2021)
- 「家だと筒抜けになる。ひみつにするとか言っても守られない。」、委託児童も制度の説明が十分にない場合も示されている(子どもの権利擁護に関するワーキングチーム 2021b)

# 里親家庭の子どものピア・サポート

- ◆里親家庭の子ども同士が話ができる場と機会の確保を目指し、東京都養育家庭の会の1支部活動の一環として、2012年から続けてきた「子どもスペシャル」（コロナ禍で中断期間あり）
  - ◆会の内容
    - ・中・高校生の子どもは、ファシリテーターを中心にグループでの話し合い。（自立に向けて、今はまっていること、困っていること、悩んでいること等を話し合う）里子だけではなく実子も参加し、実子同士で話せる場をつくる。
    - ・小学生以下の子どもたちは、大学生と横のつながりを作りながら遊ぶ。
    - ・里親支援機関と児童相談所は保育と里親サロンに参加し、中、高校生の会には児童相談所、里親、支援者は含まず話をする。
- 子どもの意見を安心、安全な空間で聴く、話す機会を確保する。

# カードの利用 フォースタリングカードキット TOKETA

◆里子さんや実子さん、そして、これから里親家庭で過ごす子どもたちのためのカードキット。フォースタリング・マーク・プロジェクトの一貫として制作された。

◆このカードを作成した目的

- ・子どもたちが支援者や里親さんとの関係を深めること
- ・里親家庭についてより理解できるようになること
- ・子どもたちが感じている心配ごとや疑問を、周りの人たちと一緒に考え、解決していくこと

◆このカードの種類

支援者の手引き、こんにちはカード、しつもんカード、おうえんカード、子ども用サポートブック（里子・実子向け）

→子どもとの関係を築く、子どもの不安や疑問を解決するツールを開発する



# 子どもたちが大人に求めていること

---

◆話を遮らないで聞いてほしい。否定しないでほしい。

「でも、」「だから、」「なんで、」は多用しない。

◆ルールや決まり事を一緒に考えたい、意味を教えてほしい。

「決まり事だから、」「ルールがあるから、」だけではなく、誰が決めているのか、里親には決められることなのか、を子どもにわかるように説明する。

◆他の子どもと比較しないでほしい、差をつけないでほしい。

平等、公平にできないことは説明をする。

→子どもに必要な情報を、それぞれの子どもに理解できるように提供する必要性がある。

# 子どもの声に耳を傾けることとは

話を聴いて  
もらえたとい  
う納得感

- ・子どもによっての納得感、満足感は異なる
- ・うまく言語化できない気持ちがあることを理解する
- ・言葉でなくても、表情や行動、さらには絵や音楽などから気持ちを表すことができる
- ・時間がかかる(委託当初は難しいこともあるし、思春期などの年齢や子どもの障害等にもよる)

# 里親家庭での子どもアドボカシーの可能性

---

- ◆一時保護所等で、自分の住む場所についての説明を受けたり、意見を伝えることができることは非常に大きな可能性
- ◆里親家庭やFHに来た際にも、子どもが意見を伝えていいことを理解することは自分の人生を選択する上ではとても重要である。
- ◆進学や就職等、選択肢が多様である中で、里親や支援者とぶつかることがある。その際第三者に話すことは非常に重要である。

# 里親・FH家庭でのアドボケイトの留意点①

- ◆里親やFHは家庭であって施設ではない。(児童養護施設や一時保護所のアドボケイトとは異なる)構造上の問題や訪問する際の場所や連絡方法などは里親を介すことがほとんどである。
  - 実親のことなどは施設よりも里親やFHに情報が届いていないことも多い。里親やFHに情報がないことを聞かれてもどうすることもできない。また施設長のような権限もなく、特に里親は仕事ではないため、児童相談所と連携して行うことが多く、アドボケイトをする上で調整する相手先が多くなる。
- ◆里親支援が広まり、第三者が里親宅を訪問する機会は増加する一方で、子どもも里親も支援者が多く、混乱する場面もある。
  - すぐに担当が変わることやスケジュール調整の難しさもある。

# 里親・FH家庭でのアドボケイトの留意点②

---

- ◆子どもにとっては、里親家庭で生活することが「特別」であるということを求めているわけではない。
- ◆独立型アドボカシーは、イギリスにおける里親家庭へのアドボケイトの訪問は子どもから直接希望があれば行うが定期的には行われていないとし、訪問の中心はソーシャルワーカーである(子どもアドボカシー学会 2022)。
- ◆里親家庭の子どもは里子だけではない。実子も含めたアドボカシーの必要性を考えていくべき。

# 実子へのアドボカシーの必要性

---

- ◆ 里親家庭には児童相談所、里親支援専門相談員、フォースタリング機関の職員など複数の支援者が委託児童や里親にかかわる。
- ◆ 実子はそのような訪問を受けない。専門職が気を利かせて実子にも声をかけたり話を聞いたりする程度であって、全ての実子への面接や訪問は必要ではない。
- ◆ 実子は親や委託児童から児童相談所や支援者の話を見聞きしていて、例え聞かれたりしても措置などの難しい話などなんとなく知っていることが多い。そのため、本当に訪問されても本音は話せないかもしれない。
- ◆ 実子のモヤモヤを聞くことができるアドボケイト専門の職員なのかもしれない。=今後の子どもアドボカシーの可能性

# 傾聴されることの重要性/話をしていること

---

- ◆自分の気持ちや経験について話ができるようになるということは、その話を理解し傾聴してもらう経験が非常に重要である。
- ◆特に、実子の話を聞くことができる人、また実子が話ができる人は非常に少ないと感じる。
- 安心できる場所で、制度等に理解があり、実子の気持ちをある程度知り、聞くことができること。(委託児童も同様)
- ◆里親家庭で相手に譲る経験をすることが多い実子が特に重要なのは「自己尊重感」であり(白川 2016)、「里親家庭で生活してきて良かったと思える」ことが大切である。

# 里親も子どもも共に育つ家庭をつくるために

---

- ◆ 里親家庭は大人も子どもも共に育つ、成長できる場
  - ◆ まずは大人が子どもの声に耳を傾けることで、子どもも同じように耳を傾けてくれるようになる。
  - ◆ 大人(里親と支援者)も子ども(里子も実子)もお互いのことを100%理解できることはないが、理解をしようとすることができる。
  - ◆ 子どもの本音が自然に話せる機会、応援団の必要性・重要性。
- 里親家庭の子どものアドボカシーにはまず制度や里親の状況を理解する必要がある。

# おわりに

- ◆「里親制度は、さまざまな事情で家族と離れて暮らすこどもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。」(こども家庭庁 ホームページ)と説明がある。
- ◆里親家庭は「自分の家庭」に迎い入れることを基本としている。のであるならば、「自分の家庭」や「子どもの想像する家庭」に子どもの権利が根付かなければ「子どもアドボカシー」を「里親養育」に求めるのは非常にハードルが高いだろう。
- ◆目指すのは、言えない、でも言いたいといろいろな気持ちを持ちながらコミュニケーションを取り成長する姿なのではないだろうか。
- ◆そのために、「子どもの権利」が一般的になり、社会的養護であるなしにかかわらず、子どもがこの社会で幸せに生活できるようにすることが何かを考えていきたい。

# ご清聴ありがとうございました

## ◆参考文献

- ・栄留里美、長瀬正子、永野咲(2021)『子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから』明石書店
- ・堀正嗣(2020)『子どもの心の声を聴く-子どものアドボカシー入門』岩波書店
- ・子どもアドボカシー学会(2022).「イギリス・スウェーデンの子どもアドボカシー視察報告書」.
- ・子どもの権利擁護に関するワーキングチーム(2021a)「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ」厚生労働省.
- ・子どもの権利擁護に関するワーキングチーム(2021b)「子どもからの意見聴取 実施概要」厚生労働省.
- ・三菱UFJリサーチ＆コンサルティング(2021)「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」令和2年度先駆的ケア策定・検証調査事業.
- ・白川美也子(2021)『子どものトラウマがよくわかる本』講談社
- ・白川美也子(2016)『赤ずきんとオオカミのトラウマ・ケアー自分を愛する力を取り戻す[心理教育]の本』アスク・ヒューマン・ケア
- ・山本真知子(2019)『里親家庭の実子を生きる』岩崎学術出版社
- ・山本真知子(2020)『里親家庭で生活するあなたへ～里子と実子のためのQ&A』岩崎学術出版社
- ・山本真知子(2023)「里親制度における子どもアドボカシーの課題と展望—ピアサポートとピアアドボカシーに焦点をあてて—」『人間関係学研究』24, 65-75
- ・山本真知子(2024)「里親家庭における子どもアドボカシーはどのようにになっていますか？」栄留里美編著『子どもアドボカシーQ&A』